

クラウドソーシングの進展と社会法の近未来 ：クラウドワーカーの法的保護の検討

浜村, 彰 / HAMAMURA, Akira

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

12

(発行年 / Year)

2020-06-12

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02460

研究課題名(和文)クラウドソーシングの進展と社会法の近未来 - クラウドワーカーの法的保護の検討

研究課題名(英文)Progress of Crowdsourcing and Near Future of Social Law; Consideration of Legal Protection of Cloud Workers.

研究代表者

浜村 彰 (AKIRA, HAMAMURA)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：10208598

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,810,000円

研究成果の概要(和文)：クラウドソーシングをめぐる労働法上の課題について研究を行った。クラウドソーシング事業のタイプには、「対面型」と「非対面型」に分けられることが可能であり、それぞれのタイプによって法規制等の問題は別に論じなければならないことを明らかにした。クラウドソーシングを通じた働き方には、時間等に拘束されない、通勤などを避けられる、地方でも仕事を行えるといったポジティブな面がある一方で、収入が低い、信用のあるワーカーに仕事が集中するといったネガティブな側面があることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

プラットフォームエコノミーの進展が進展する中、社会法学の立場からはじめて本格的な研究を行った。数々のクラウドソーシング事業者に対してヒアリングを行ったことにも、大きな意義が認められる。また、クラウドソーシングを通じて働いているワーカーに、直接ヒアリングを行い、その生の声を拾うことができた。これらの研究成果を通じて、クラウドソーシングという新たな働き方の可能性と限界を明らかにしたことが大きい。また、この新たな働き方のメリットを生かしつつ、このような働き方が、ワーカーにとって魅力となるための法規制のあり方について一定程度提示できたことに、本研究の意義があろう。

研究成果の概要(英文)：I researched labor law issues related to crowdsourcing. The types of crowdsourcing business can be divided into "face-to-face" and "non-face-to-face" types, and it has been clarified that issues such as laws and regulations must be discussed separately depending on each type. Work styles through crowdsourcing have the positive aspects of not being tied to time, avoiding commuting, and being able to work in rural areas, but negative such as low income and concentration of work on credible workers. It turned out that there is a different side. Clarified that a social security system that matches the new work style is necessary.

研究分野：社会法学

キーワード：クラウドソーシング フリーランス プラットフォームエコノミー 労働者性 新たな社会保障

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) インターネット技術の進展とクラウドソーシング・プラットフォームの拡大

情報技術の発展によって、いまや企業は、インターネットに接続する、無限の群衆 (Crowd) を対象に、その業務の外部委託 (Outsourcing) を行うことができるようになった。もはや、労働力を自らの企業のなかに包摂する必要はないのである。このようななか、クラウドソーシングを提供するプラットフォームも世界中で展開されるに至っている。

(2) クラウドソーシングの進展と労働者に与える影響

一方、クラウドワークに従事する労働者もまた、ネットワーク環境さえあれば、どこにいても、生活の場所に拘束されることなく国境をこえて仕事ができるということである。

(3) クラウドソーシングの進展と企業のあり方、そして働き方

クラウドソーシングに限らず、プラットフォームエコノミーという視点から広く捉えれば、すでに Uber や Airbnb といったプラットフォームを巡る様々な (法的) 問題が指摘されていた。典型的な議論が、Uber を通じて労働力を提供しているワーカーの労働者性の問題である。しかし、プラットフォームエコノミーが企業のあり方に与える影響の大きさという点からすれば、クラウドソーシングの方が深刻なのではないか。かりに企業のあり方や企業活動の方法に影響を与えるのだとすれば、それが労働者に与える影響も大きいはずである。

(4) クラウドソーシングの進展と社会法に与える影響の大きさ

社会法、とりわけ労働法は、いうまでもなく、近代の市場経済社会の登場が生み出した雇用労働に従事する労働者を対象にしてきた。雇用労働とは、労働者がその労働力を使用者の利用にゆだねその対価を得る労働であるが、その支配的類型は企業に一身専属的に労務提供する、換言すれば、企業のなかに包摂されて働く労働である。クラウドワークという、企業に包摂する必要のない新たな他者労働力の利用方法の登場は、それゆえ、労働法の根幹を切りくずす可能性をもっているともいえる。

以上のような問題意識から、クラウドソーシングが社会法に与える影響を研究の対象にすることとした。

2. 研究の目的

本研究は、クラウドソーシングの進展が雇用・労使関係にどのような影響を与え、労働法や社会保障法にとってどのような新たな問題をもたらすかを明らかにすることを目的とし、次の五つの研究課題を設定している。

第1に、前提作業として、かかるクラウドソーシングの進展の実情、とくにクラウドワークに従事する労働者 (クラウドワーカー) の実像を明確にするため、クラウドソーシングとクラウドワークの実証的分析を行う。

第2に、クラウドソーシングがプラットフォームを介在した労働力の取引であることをから、プラットフォームそのもの社会経済的機能と法的問題の所在を明確にするとともに、必要な事業規制があるとすれば何かを提示する。

第3に、クラウドワーク就労者の法的保護に関して、現行の個別的労働法および集团的労働法の適用可能性にかかる解釈論的課題と、立法政策的対応のあり方に社会保障法制を含めて検討を加える。

第4に、クラウドソーシングによる他者労働力の利用は国境を超えることから、国境を超える労働力利用に対する法的規制のあり方と法的紛争の解決のあり方を、国際的動向をふまえて、提示する。

第5に、クラウドソーシングを含むプラットフォームエコノミーの進展が、今後、企業・雇用システムや日本の雇用慣行にどのような影響をあたえるかを見定める。

3. 研究の方法

(1) ヒアリング

クラウドソーシングの実態を把握するため、プラットフォーム事業者、クラウドワーカー、海外のクラウドソーシング研究を行っている研究者へのヒアリングを行った。

2017年度：クラウドソーシング事業者6社 (日本)

2018年度：クラウドソーシング事業者2社 (日本)、クラウドワーカー2名 (日本)

2019年度：クラウドソーシング事業者3社 (ドイツ)、クラウドワーカー8名 (日本)、ドイツ人研究者2名、ドイツの労働組合2法人

(2) アンケート調査

クラウドワーク就労者の実態を把握するため、クラウドワーク就労者へのアンケート調査を行った。

2018年度：ランサーズ社を通じたクラウドワーカーへのアンケート調査

2019年度：フリーランス協会と協同で実施したクラウドワーカーへのアンケート調査

(3) 国際ワークショップの開催

海外の研究者を招聘した上で、国際ワークショップを開催した。

国際ワークショップ「比較からみた＜プラットフォームエコノミーと労働法＞ 日本とイギリス」

日時：2019年3月25日（月）14時 17時

会場：法政大学 市ヶ谷キャンパス 富士見ゲート棟4階401教室

(4) 研究会方式の研究会の実施

国内・海外の文献研究、国内・海外の判例研究等を行うため、研究会方式の研究会を適宜実施した。

2017年度：9回

2018年度：11回

2019年度：11回

4. 研究成果

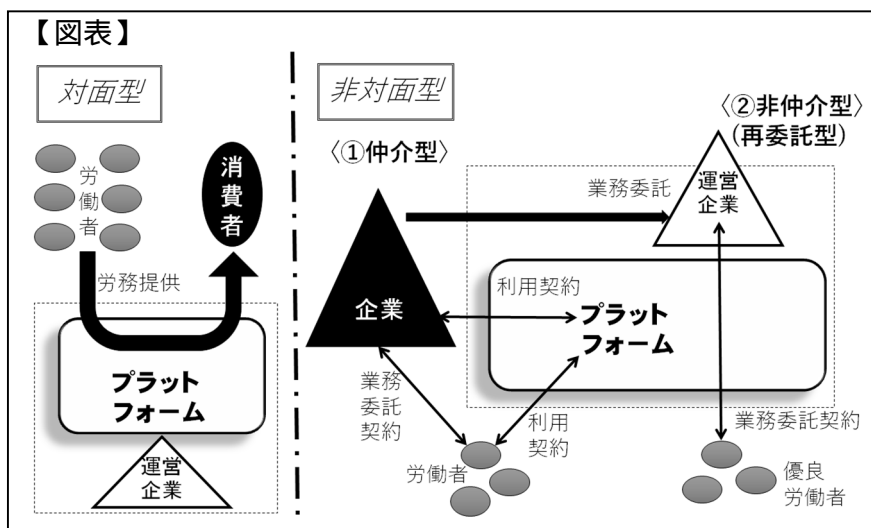
(1) プラットフォームの実像

プラットフォームは、対面型と非対面型に分けられる。対面型は、プラットフォームを通じた取引の相手方（多くは消費者）と直接対面する。典型的にはUberのようなものである。これに対して、クラウドソーシングの多くは、契約関係が成立しても、発注者と受注者（ワーカー）が直接対面しない。前者はある種の「労働契約」といえるが、後者はそう単純ではない。後者に関しては、後述のように「隔地者間労働契約」なる関係の成立という仮説を立てるに十分であった。

プラットフォーム事業者へのヒアリングを通じて明らかになったことは、下記の点である。まず、日本のプラットフォームには、やりとりされる仕事の内容を限定するもの（特化型）と、しないものがあることがわかった。

つぎに、すべてのプラットフォームに共通する特徴として、プラットフォームとして機能（仲介型：発注者と受注者間の取引を促すことに徹する）のほか、プラットフォーム自体が発注者から受注した上で、これを登録しているクラウドワーカーに業務を再委託する形態がみられた（再委託型）。後者は、プラットフォームとしての機能を超えるものであり、現在のプラットフォームビジネスの主流のようである。その理由としては、発注者（企業）に発注者スキルがないこと、企業にワーカー個人と取引する文化がないこと、が挙げられる。

日本の場合、プラットフォームを通じてやりとりされる仕事の内容は、タスク型が圧倒的に多い。とくに、単価が1件数円単位のマイクロタスク型の仕事が多い。このことは、プラットフォームでやりとりされる仕事の受注額に定率で課せられる手数料を収益源としているプラットフォームの収益構造に直結する（多くの事業者が赤字のようだ）。なお、再委託型が多い理由の遠因に、このような構造があることが推測される。日本のプラットフォームは、いまだ黎明期にあるといつてよい。



(2) クラウドワーカーの実像

クラウドワーカーには、全収入に占めるクラウドソーシングを通じて獲得した報酬の割合に応じて、専門型と兼業・副業型に分けられる。現状は、圧倒的に兼業・副業型が多い。専門型に位置づけられるワーカーでも、それだけで年収が1,000万円を超えるという方は極めて少なく、多くても約500万円程度である（多くは200万円以下）。多くの仕事を受注できるワーカーは、プラットフォームを通さず発注者から直接仕事の依頼がなされるからである。したがって、専門型は、フリーランスのワーカーとして「駆け出し」状態にある方が多いというのが実情である。

一方で、クラウドソーシングという働き方は、障がいや私傷病により企業に雇用さ

れて働けない状態にある者、育児・介護に従事している者にとっては、それらの状態と両立する働き方として、ポジティブに機能している。また、海外や地方に在住している者にとっては、国境や地域を超えた働き方として、積極的に捉えている場合が多い。

専門型のワーカーは、フリーランスとして働くこと自体に価値を見いだしている方が多く、もはや雇用されて働く状態に戻りたくないとして強く考えている。働き方の自由さは、年収が減少しても手放したくないと意識しているようだ。

一方で、専門型の働き方は、経済的には不安定である。そのため、働き方に中立的な社会保障制度へのニーズが高いことがわかった。

(3) クラウドソーシングの法的課題

プラットフォーム事業の課題

プラットフォームに独自の機能として、発注者とワーカー相互の評価機能がある。プラットフォームを通じてやりとりがなされた仕事が終了した後は、発注者と受託者(ワーカー)それぞれが、相手方に対して評価を行う。この評価に基づくレート(評価平均値)は、その後のプラットフォームを通じた仕事の受注に直結する。つまり、評価が低ければ、発注者から選ばれない。しかし、発注者からの一部の評価に不満を持つワーカーも多いことがわかった。このことから、プラットフォームへの事業規制を考えた場合、適正な評価を担保させる仕組みを確立する必要がある(たとえば、評価への苦情処理システムの構築等)。

また、プラットフォームが受け取る手数料の高さにも不満があるようだ。手数料に対する規制も検討の余地がある。

将来的には、働き方に中立的な社会保障システムの確立も求められよう。クラウドソーシングという仕組みの中に、現行の社会保険システムのような社会保障制度の組み込みが可能かどうか、また、かりに可能だとして、それをプラットフォームの独自の取り組みの構築を促すのか、それとも国家的規制が必要なのかも課題となろう。なお、日本のフリーランス協会では、ある種の「失業保険」のような仕組みを用意している。

ワーカーの保護

研究グループとしては、クラウドソーシングのような仕組みに、新たなタイプの「労働契約」の成立の可能性を見いだしていた(隔地者間労働契約=企業内にワーカーが包摂されない新たな労働契約)。しかし、クラウドソーシングの現状は、再委託型が多いことから、このような新たな契約関係の成立を云々できる現状にはない。むしろ、再委託型は、現行の労働者派遣に近いものであることから、派遣労働者の保護と平行に議論する必要がある。

一方、ワーカーにとっての最大の不満は、プラットフォーム上で依頼がなされる発注額(単価)の低さである。困難な課題ではあるが、最低賃金(単価)規制の導入が必要であろう。ただし、これも法定するのか、プラットフォームの自主的取り組みを促すことを通じて達成するのか、いろいろな方法が考えられよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 石田真	4. 巻 1918
2. 論文標題 プラットフォームエコノミーとワーバーイーツの働き方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4,5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 毛塚勝利、石田真、浜村彰、沼田雅之	4. 巻 262
2. 論文標題 クラウドワーク研究の現段階 比較法研究・PFヒアリングを踏まえての中間的総括<座談会>	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 116,138
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜村彰	4. 巻 2018年8月号
2. 論文標題 プラットフォームエコノミーと労働法上の課題 -プラットフォームエコノミーで働く就労者の労働者性について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 労働調査	6. 最初と最後の頁 4,12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤木貴史	4. 巻 261
2. 論文標題 アメリカにおけるプラットフォーム経済の進展と労働法の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 62,77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 260
2. 論文標題 クラウドワークに関するEUの政策動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 100,111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 滝原啓允	4. 巻 260
2. 論文標題 イギリスにおけるクラウドワークの進展と労働法の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 112,126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀岡秀人	4. 巻 261
2. 論文標題 ILOの「Future of Work (仕事の未来)」イニシアチブとクラウドワーク	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 78,93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 毛塚勝利	4. 巻 259号
2. 論文標題 クラウドワークの労働法学上の検討課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 53-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田眞	4. 巻 259号
2. 論文標題 クラウドワークの歴史的位相	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 67-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤究	4. 巻 259号
2. 論文標題 ドイツにおけるクラウドソーシングの進展と労働法の課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 77-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木俊晴	4. 巻 259
2. 論文標題 フランスにおけるクラウドワークの現状と法的課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 88-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沼田雅之	4. 巻 1903・1904号
2. 論文標題 日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 32-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜村彰	4. 巻 1895号
2. 論文標題 プラットフォームエコノミーと労働法上の使用者	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 18-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 260号
2. 論文標題 クラウドワークに関するEUの政策動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 100-111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 滝原啓允	4. 巻 260号
2. 論文標題 イギリスにおけるクラウドワークの進展と労働法の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 112-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田眞	4. 巻 1918号
2. 論文標題 プラットフォームエコノミーとワーバーイーツの働き方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 毛塚勝利、石田眞、浜村彰、沼田雅之	4. 巻 262号
2. 論文標題 クラウドワーク研究の現段階ー比較法研究・P F ヒアリングを踏まえての中間的総括	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 116-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜村彰	4. 巻 2018年8月号
2. 論文標題 プラットフォームエコノミーと労働法上の課題ープラットフォームエコノミーで働く就労者の労働者性について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 労働調査	6. 最初と最後の頁 4-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤木貴史	4. 巻 261号
2. 論文標題 アメリカにおけるプラットフォーム経済の進展と労働法の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 62-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀岡秀人	4. 巻 261号
2. 論文標題 ILOの「Future of Work (仕事の未来)」イニシアチブとクラウドワー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 78-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田眞	4. 巻 1944号
2. 論文標題 「プラットフォームエコノミーと労働法」の比較法研究に向けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 6-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜村彰	4. 巻 1944号
2. 論文標題 日本におけるウーバーイーツをめぐる労働法上の課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 32-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 毛塚勝利	4. 巻 1944号
2. 論文標題 日本におけるクラウドワークの現状と法的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 37-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 アン・デービス (翻訳: 井川志郎・鈴木俊晴・滝原啓允・藤木貴史)	4. 巻 1944号
2. 論文標題 イギリスにおけるギグ・エコノミー	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 12-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

国際ワークショップの開催：
国際ワークショップ「比較からみたプラットフォームエコノミーと労働法」 日本とイギリス
日時：2019年3月25日（月）14時～17時
会場：法政大学 市ヶ谷キャンパス 富士見ゲート棟4階401教室
報告者・報告内容：
1. 「プラットフォームエコノミーと労働法」の比較研究に向けて」
石田 眞（早稲田大学名誉教授）
2. 「イギリスにおけるプラットフォームエコノミーと労働法」
アン・デービス（オックスフォード大学教授）
3. 「日本におけるプラットフォームエコノミーと労働法」
毛塚勝利（法政大学教授）
浜村 彰（法政大学教授）

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	沼田 雅之 (NUMATA MASAYUKI) (30580972)	法政大学・法学部・教授 (32675)	
研究分担者	米津 孝司 (YONEZU TAKASHI) (30275002)	中央大学・法務研究科・教授 (32641)	
研究分担者	石田 眞 (ISHIDA MAKOTO) (80114370)	早稲田大学・法学学術院（法務研究科・法務教育研究センター）・名誉教授 (32689)	
研究分担者	竹内 寿（奥野寿） (TAKEUCHI HISASHI) (10313058)	早稲田大学・法学学術院・教授 (32689)	
研究分担者	鈴木 俊晴 (SUZUKI TOSHIHARU) (50757515)	早稲田大学・社会科学総合学術院・准教授 (32689)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	井川 志郎 (IKAWA SHIRO) (90804344)	山口大学・経済学部・講師 (15501)	
研究協力者	毛塚 勝利 (KEZUKA KATSUTOSHI)		
研究協力者	藤木 貴史 (FUJIKI TAKASHI)	帝京大学・法学部・助教 (32643)	
研究協力者	滝原 啓允 (TAKIHARA HIROMITSU)	労働政策研究・研修機構・研究員	
研究協力者	亀岡 秀人 (KAMEOKA HIDE TO)	日本ILO協会	
研究協力者	後藤 究 (GOTO KIWAMU)	中央大学大学院・大学院生	
研究協力者	小林 大祐 (KOBAYASHI DAISUKE)	明治大学大学院・大学院生	